平成３０年（フ）第３０８号
川崎市幸区南幸町３丁目44番地　本田ハイツ201
債務者　大田　智之
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３２９号
川崎市川崎区桜本２丁目44番10―106号　サニーパレス
債務者　田村　淳子
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３０８号
札幌市北区北24条西17丁目２番８号　メゾン恵和北24―203号
債務者　藤原　弓子（旧姓半田）
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７２０号
札幌市東区本町２条５丁目４番43号
債務者　本間　佑介
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７５５号
札幌市豊平区美園５条５丁目３番27―101号
債務者　柏谷美由紀
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５７号
札幌市南区真駒内緑町１丁目２番３―216号
債務者　佐藤　浩征
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８９０号
札幌市清田区平岡３条１丁目16番３号　マクセル平岡101号
債務者　立石　まみ（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８９９号
北海道恵庭市黄金南７丁目４番地１
債務者　小田　直美
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９１０号
札幌市白石区北郷５条３丁目２番36号　レスポアール53―205号
債務者　佐藤　健司
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９１１号
札幌市白石区北郷５条３丁目２番36号　レスポアール53―205号
債務者　佐藤　麻史
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９４６号
札幌市東区本町２条８丁目３番６―606号
債務者　片岡　千博
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９６０号
札幌市東区北18条東13丁目３番20号　ノースハイム18―202号
債務者　市澤　雪枝（旧姓桜井）
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９７２号
札幌市北区百合が原５丁目10番10号
債務者　菅野奈於美
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９７９号
札幌市西区琴似１条５丁目１－１　医療法人社団静和会静和記念病院内、住民票上の住所札幌市西区山の手３条７丁目４番17号　フローレンス山の手206号
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２９号
群馬県伊勢崎市堀下町1552番地　生形マンション105
債務者　清水　秀幸
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１３２号
群馬県前橋市北代田町639番地　ハイツフレンド白川　202号
債務者　櫻井　　紅
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１３４号
群馬県前橋市下沖町170番地２
債務者　髙橋　正浩
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係